

	<h2>警察との連携体制を強化！</h2> <h3>区内警察署と「要保護児童の早期発見と児童虐待の未然防止に向けた情報共有等に関する協定」を締結</h3>
協定締結日	平成30年7月10日（火）
<p>10日、練馬区と練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署は、『要保護児童の早期発見と児童虐待の未然防止に向けた情報共有等に関する協定』を締結した。</p> <p>協定内容は、相互に保有する情報を共有し、共有した情報の記録および管理による秘密保持の徹底に努めるというもの。</p> <p>今回協定を締結した内容については、これまでも児童福祉法に基づき区と区内警察署で連携・協力を行ってきたが、更なる連携・協力体制の強化を図るために協定を締結することとした。</p> <p>協定では、子どもを取り巻く社会情勢の変化に合わせて申合せ事項の見直しを行うことが出来る内容とし、子どもの安全・安心の確保と児童虐待の早期発見および未然防止への対応を強化していく。</p>	



▲協定締結式の様子

【協定締結の経緯】

児童福祉法の改正により、都児童相談所から区への送致が実施されると、軽微なケースの多くを区が担うようになり、相談件数が増加する見込みである。また、警察署においても、児童通告数が年々増加しており、区と警察署間の情報共有の重要性がより高まっている。

そこで、区と警察署での更なる連携・協力体制の強化を図るため、今回協定を締結することとした。

【協定の内容】

- 1 児童虐待等の要保護児童に係る事案に的確な対応を図るため、区と警察署とが相互に保有する情報を共有し、要保護児童の安全確保に努める
- 2 相互に共有した情報については、確実に記録・管理するとともに、秘密保持の徹底に努める。
- 3 本協定の締結による実施事項については、別添「情報共有等に関する申合せ事項」のとおりとする。

【問合せ】練馬区 練馬子ども家庭支援センター 管理係 電話03-3993-8155